

地方分権改革に関する提案

獣医師法に基づく届出の オンライン化について (オンライン化に伴う都道府県経由事務 の在り方について)

55



岡山県

令和5年6月27日

現 状

獣医師は獣医師法第22条に基づき、2年毎に氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県知事を経由し農林水産大臣に届出を行う必要がある。

紙による届出



獣医師



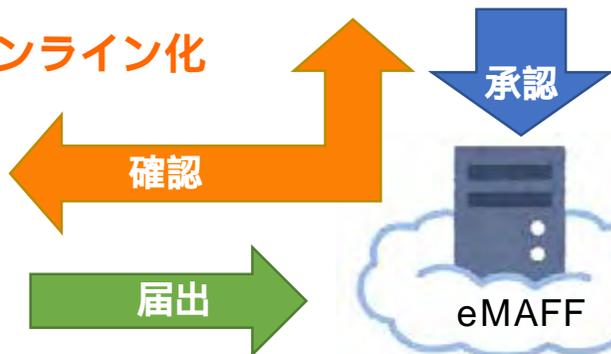
都道府県



令和4年度オンライン化



獣医師



eMAFF

獣医師は12月31日現在の状況を1月31日までに書類又はオンラインで都道府県に届出
都道府県は内容を確認し齟齬があった場合は届出者本人に連絡し、修正された届出を受理
都道府県は紙による届出の取りまとめおよびオンラインによる届出の承認を2月28日まで
に行い農林水産省へ提出

支障事例

紙による届出に係る従来の対応（内容確認・エクセルへの転記作業等）に加え、オンラインによる届出についても、当県は受付・受理および内容確認を行っており、通常業務をひっ迫している。

令和4年度岡山県届出件数 534件
（うちオンラインによるもの69件：12.9%）



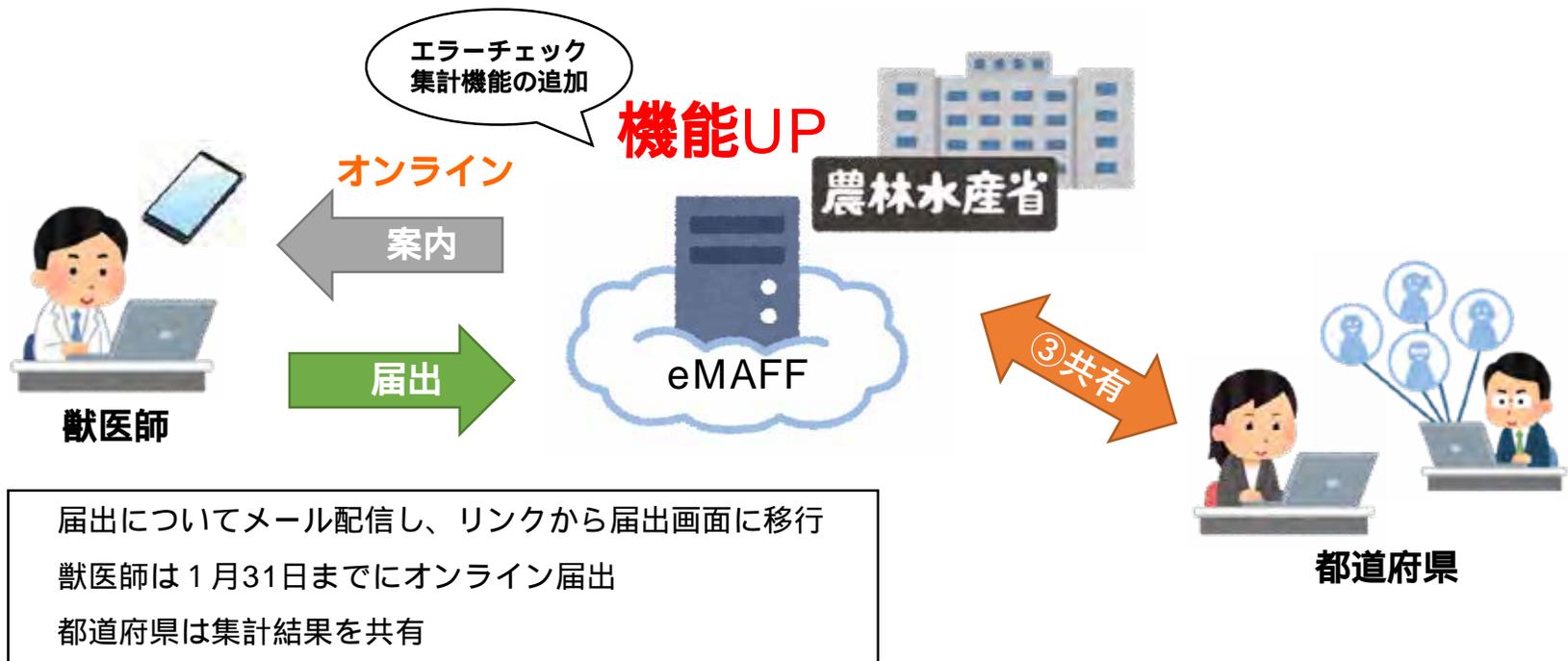
オンラインでの届出内容に修正が必要な場合、届出受付 内容確認
修正の連絡 修正後の届出受付 内容確認 承認に時間を要し業務量が増大した。

令和2年度及び4年度、当県では高病原性鳥インフルエンザが発生し、様々な防疫業務の対応を行わなければならない中、本業務をせざるを得ず、職員に多大な負担がかかった。



提 案

- オンラインによる届出を推進するためメールを利用し、届出について配信するとともに、リンクから簡単に届出画面に移行する。
- オンラインによる届出が誰でも簡単に登録・修正でき、さらにシステム上でエラーチェックできるよう（人的確認作業を極力省略できるよう）システムの機能を向上させる。
- システムの機能を向上させた上で、オンラインによる届出の場合は、都道府県経由を廃止し、受付・内容確認等を不要とする。なお、集計結果については農林水産省と都道府県の間で共有できるようにする。



○ オンライン化の推進が図られ、届出率が向上

○ 申請者の利便性が向上



届出率UP↑

○ 都道府県による集計事務や修正等がなくなり
業務負担が軽減



- u 届出の時期は、全国的に高病原性鳥インフルエンザが発生するシーズンと重なります。前述のとおり、令和2年度及び4年度、当県では高病原性鳥インフルエンザが発生し、様々な防疫業務の対応を行わなければならない中、本業務をせざるを得ず、職員に多大な負担がかかりました。
- u これは他の自治体においても同じ状況と思われるため、都道府県経由事務が廃止されるとともに、オンラインによる届出が定着すれば、負担は大いに軽減されると思います。

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）

第二十二条（届出義務）

獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省第九十三号）

第十三条（届出）

法第二十二条の農林水産省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年及び同年以降二年ごとの各年とする。

2 法第二十二条（法附則第十一項段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第六号様式によらなければならない。

公用請求により登記事項証明書等を取得している
手続について登記情報連携システムの利用を可能
とすること

令和5年6月 ひたちなか市



目次

1. 課題意識
2. オンライン請求で課題は解決可能？
3. 登記情報連携について
4. 本市における登記情報連携の活用と課題
5. 提案と期待される効果

1 . 課題意識

各課の業務の中で、職員が法務局に出向いて登記事項証明書を公用請求する事例が多く、往復の移動時間及び法務局での待ち時間を費やしている非効率な実態がある

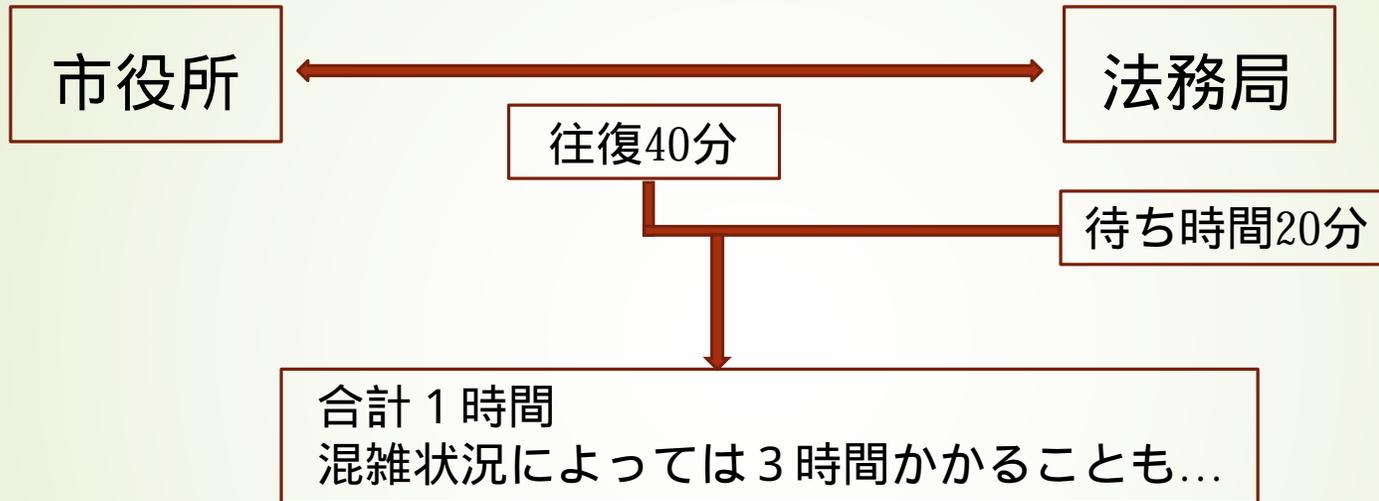
収税課

- 市税滞納者の資産差し押さえにあたり、資産情報を確認するために登記事項証明書を取得している
- 訪問頻度は週に1、2回
- 所要時間は1回につき1～3時間

資産税課

- 不動産の所有者名義や地積等を確認するために登記事項証明書を取得している
- 訪問頻度は月に1、2回
 - 固定資産税の納税通知書郵送直後は、問い合わせ対応のために頻度が増加する
- 所要時間は1回につき1、2時間

1 . 課題意識



往復や待機に費やしている時間を削減できれば、1～3時間も別の業務に取り組むことができる
状況改善して業務効率化に繋がらないか

2 . オンライン請求で課題は解決可能？

- 既存の登記事項証明書のオンライン請求を利用した場合
 - 法務局窓口に行かずに受け取る場合の手法は郵送となる
 - 取得までに数日かかってしまう
 - 登記事項証明書を迅速に取得する必要がある事例が多い
 - 市税滞納者の資産情報の確認や納税通知書郵送後の問い合わせ対応など



- 当日中に登記事項証明書を取得する必要がある事例が多いため、移動時間を費やしてでも法務局に直接出向かざるを得ない



オンライン請求で解決は不可能

3 . 登記情報連携について

課題

- 行政機関等で実施する手続において、登記事項証明書を添付書類として求めることが多く、入手にかかる時間や費用が申請人の負担になっていた

対策

- 申請人の負担軽減を目的として、令和2年10月より、国の機関において登記情報連携を開始
- 令和5年2月より、地方公共団体における登記情報連携の先行運用を開始
 - 本市を含む5団体が先行運用団体となっている

システム利用の流れ

法務省から発行されたID/PWを使用してログイン

検索画面に条件を入力

登記事項証明書の形式でデータ取得
保存や印刷も可能

4 . 本市における登記情報連携の活用と課題

本市での活用

- 令和4年度より、地方公共団体における登記情報連携の先行運用が実施され、当市は先行運用団体として、次の3つの手続で登記情報連携システムを利用し、登記事項証明書の添付を省略することが可能となった
 - 相続した家屋・敷地等の譲渡に係る税の特例措置の適用要件確認
 - 指定特定相談事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定・更新
 - 指定給水装置工事事業者の指定・更新・変更

課題

- 現在の登記情報連携の対象は、申請人の負担軽減を目的として「申請人が登記事項証明書を添付することが法令上規定されている手続」に限定されている
- ↓
- 公用請求による登記事項証明書の取得は登記情報連携の対象外でありシステムを利用できない
 - システムの対象となる事務よりも、公用請求している事務のほうが多いのが実情

5 . 提案と期待される効果

提案

職員の業務効率化を目的として、「職員が公用請求により登記事項証明書を取得している手続」を登記情報連携の対象に含めることを提案する

期待される効果

移動時間・待ち時間の削減

業務効率化

コア業務に取り組む時間の確保

行政課題の解決・住民サービスの向上